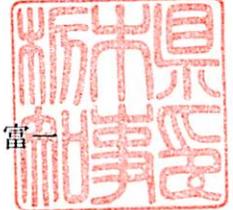


生振第192号
平成26年7月8日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

栃木県知事 福田 富一



「出荷制限指示後の管理の考え方」別紙「キャッチ・アンド・リリース区間管理方針」の見直しについて

平成26年5月29日付けで提出した、「栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）」に係る「出荷制限指示後の管理の考え方」別紙「キャッチ・アンド・リリース区間管理方針」を、別添のとおり見直したので提出する。

栃木県農政部生産振興課
担当：久保田
TEL 028-623-2351
FAX 028-623-2335

<参考>

主な変更点

- ・ 設定場所の追加
- ・ 設定期間の延長
- ・ 監視体制の追加

変更の理由

- ・ 8月中旬の設定場所、設定期間、監視体制を追加することによる変更
- ・ 管理方針を次年度以降に対応させるため設定期間の変更

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、栃木県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された日光市足尾町の渡良瀬川本流及び支流においては、①所属組合員及び遊漁者にイワナを採捕しないよう周知すること、②キャッチ・アンド・リリース区間については、別紙の管理方針に基づき適切な管理を行うこと、③監視員による巡回指導を行うこと、を文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売している可能性があるため、県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているイワナを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 その他

日光市足尾町の渡良瀬川本流及び支流については、関係漁協と連携し、速やかに、かつ継続的にイワナの検査を実施し、実態を把握するものとする。

キャッチ・アンド・リリース区間管理方針

1. 設定場所

- (1) 渡良瀬川本流
七滝橋下から下流、足尾銅山観光銅山事務所下までの区間（約500m）
 - (2) 神子内川
栃木平橋から下流、遠上バス停留所前までの区間（約2,000m）
 - (3) 渡良瀬川本流（釣り大会）
大黒橋から下流、掛水倶楽部裏までの区間（約500m）
- ※ 上記の区間以外は、魚種を問わず禁漁とする。

2. 設定期間

- (1) 4月から9月までの毎月第二日曜日
 - (2) 8月中旬の1日（釣り大会）
 - (3) 日の出から日没まで
- ※ 上記に指定する日以外はすべての漁場及び魚種を禁漁とする。

3. 監視体制

- (1) キャッチ・アンド・リリース区間について、開設日には、500mにつき1人を目安に監視員を配置し、イワナの持ち出しをさせないように、常時巡回監視を行う。
- (2) キャッチ・アンド・リリース区間を開設しない日には、遊漁券の販売を行わず、漁場全体の巡回監視を行う。
- (3) 監視は日の出から日没まで行う。
- (4) 釣り大会開催日においては500mの区間に15名の監視員を配置し、監視を行う。

4. 看板の設置

キャッチ・アンド・リリース区間には、看板を設置し、イワナの持ち出し禁止に関して遊漁者への周知を図る。